

八峰町の下水道

下水道に関する皆様方からのお問い合わせについて回答いたします。

○下水道（公共・集落排水）と受益者分担金制度について

下水道（公共・集落排水）が完備されると、その排水区域内は悪臭や蚊の発生源であった下水の滞留がなくなり、また浄化槽がなくても水洗便所が使えるようになります。さらに河川・海等の水質汚濁が防止されるなど、生活周辺環境が改善され未整備地区に比べ利便性・快適性が、著しく向上します。

このように下水道は、日常生活に欠くことのできない施設であります。

また、下水道事業は多額の費用を要する施設で、この事業費の財源をみると国県補助金・起債（借金）・一般町費ということになり、このうち町の負担する費用は起債の償還を含めて税収入などでまかなわれます。この税金は、町内全域からのものですから、下水道の恩恵を受けない地域の方々と公平を保つうえからも、また財源確保ということとあわせて、皆様から受益の限度内において事業費の一部をご負担していただくのが受益者分担金制度です。

Q1. 受益者には誰が A1. 下水道が布設される区域の中に土地を持っている方や地上権・なるのですか？ 賃権・賃貸借などの権利でその土地に権利を持っている方が受益者となり分担金を納めていただくこととなります。

Q2. 受益者が変わったときはどうなり A2. 土地の売買などにより受益者が変わったときは、新しく受益者ますか？ となった人に分担金を納めていただくこととなります。すみやかに届け出て下さい。

Q3. 受益者分担金はどうして土地が対象となるのですか？ A3. 下水道の建設によって受ける恩恵は、生活環境の改善とともに、これまで所有していた土地がはるかに便利に利用出来るという利点があります。つまり土地の「利用価値」が高くなると考えられます。従って受益の程度を計るにも土地の面積によって評価できますし、いかなる事態にも永久不変のものであり、将来にわたって利益を受けることが出来るなどの点から考えても一番妥当性が強いため、土地に課するものであります。

- Q4. 分担金の額は将来も変わらないの
ですか？ A4. 負担区域内の分担金の額は将来も変わりませんが、負担区域内
(八森・峰浜地区) が異なると分担金の額も違ってまいります。
- Q5. 地価に差があるのに分担金に差がないのはどうしてですか？ A5. 下水道(公共・集落排水)の整備によって受ける利益は、地価
の差にかかわらず、すべての土地が同一であるという考え方から
同じ賦課する方法をとっています。
- Q6. 分担金を払った場合は、水洗便所の改造まで町でやってくれますか？ A6. 町が行なう工事は、民有地と公共地の境界までの汚水の公共まで
の工事です。
水洗便所の改造や台所、風呂場などの宅地内の排水設備工事は
自己負担でお願いします。
- Q7. 既に浄化槽があり、水洗便所についても分担金は払わなければいけないのですか？ A7. 浄化槽は、下水道施設ではありません。下水道施設は、一般に
水洗便所だけのものと考えられる方が多いのですが、家庭等から
流される汚水も、浄化槽からの汚水も排除して生活環境を整備す
ることが大きな目的となっていますので、浄化槽があっても受益者
分担金を納めていただくこととなります。
- Q8. 分担金を一括納付(5年間納付分)するとどういう利点がありますか？ A8. 分担金は、5年分割で納めていただくようになっていますが、
5年分あるいは数回にまとめて納付していただくことも出来ます。
分担金の一括納付による助成金制度は、峰浜地区において行なわ
れておりましたが、平成19年度で終了となりました。
- Q9. 分担金を払わない場合はどうなりますか？ A9. 「公平負担の原則」に基づく本制度の趣旨を充分にご理解して
いただくよう努めますが、督促状を受け指定する期限までに納付
しない場合は延滞金が加算され、さらに町税滞納処分の例によっ
て処分することも出来るようになっております。
しかし、出来るだけ強制措置はさしひかえるつもりです。

その他、下水道(公共・集落排水)に関する問い合わせ等については、

建設課 下水道係(峰栄館 Tel.76-2111)までお願い致します。